

行政の対応について

- | |
|--------------------|
| (1) 専門人材の確保・育成 |
| (2) 道の体制 |
| (3) 国への要請(道・全国知事会) |
| (4) 情報発信 |

社会経済活動について (追加分)

- | |
|--------------|
| (5) 事業者への支援等 |
|--------------|

各期(変異株)の特徴に対応した主な動き

		I 期 (R2. 1~R3. 3頃)	II 期 (R3. 3~R4. 1頃)		III 期 (R4. 1~)
		毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期から特性や感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期	アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期		オミクロン株に対応した時期
			(参考) アルファ株に対応した時期	(参考) デルタ株に対応した時期	
特徴	感染性	—	1. 32倍と推定 (従来株比)	1. 5倍高い可能性 (アルファ株比)	高い可能性 (デルタ株比)
	重篤度	—	1. 4倍と推定 (従来株比)	入院リスクが高い可能性 (アルファ株比)	入院リスク、重症化リスクが低い可能性 (デルタ株比)
	新規感染者数ピーク	1, 704人／週計 (R2. 11. 24)	4, 179人／週計 (R3. 5. 23)	3, 647人／週計 (R3. 8. 24)	59, 038人／週計 (R4. 11. 22)
	重症者数ピーク	37人 (R2. 12. 16)	60人 (R3. 5. 25)	27人 (R3. 9. 6)	17人 (R4. 12. 13)
主な動き等	ワクチン	—	R3. 2~ 医療従事者 R3. 4~ 高齢者 R3. 8~ 65歳未満		R3. 12~ 3回目 R4. 5~ 4回目 R4. 9~ オミクロン株対応
	道民等への要請	(外出自粛等の行動制限) ・道独自の緊急事態宣言 ・特措法：緊急事態措置	(外出自粛等の行動制限) ・緊急事態措置 ・まん延防止等重点措置		(R4. 7 国の基本的対処方針) ・新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動ができる限り維持
	患者等の療養期間	(当初) 全ての患者、濃厚接触者 最大14日間 (段階的緩和) 患者 : 最大14日間⇒10日間 濃厚接触者 : 最大14日間⇒10日間⇒7日間			R4. 9~患者は最大7日間、 R4. 7~濃厚接触者は家庭内等に限定し、最大5日間

※感染性、重篤度については、国のアドバイザリーボード資料から抜粋

感染者数ピークのうち、アルファ株に対応した時期はR3. 5頃の波を、デルタ株に対応した時期はR3. 8頃の波を対象としている。

1 専門人材の確保・育成

時 期		国・道の動き
I 期	R2. 2	○クラスター対策班（国）の派遣を受け入れ
	R2. 4	○感染症対策専門家派遣事業開始
	R2. 5	○COVID-19 JMAT（日本医師会災害医療チーム）の制度を活用した医療チームの派遣を受け入れ
	R2. 6	○COVID-19支援ナース事業開始
	R2. 9	○介護職員等派遣事業開始
	R2. 11	○IHEATの運用を開始
II 期	R3. 11	○COVID-19支援ナース事業対象拡大
III 期	R4. 4	○COVID-19支援ナース事業の派遣調整業務を北海道看護協会に委託
	R5. 4	○国が地域保健法を改正しIHEATを法定化（R5. 4. 1施行）

<取組の背景・経過等>

- I 期
- ・道内にも感染が広がりつつある中、感染経路及び感染者を推定し、濃厚接触者の把握と適切な囲い込みが重要であることから、**令和2年2月25日に国に設置されたクラスター対策班の派遣**を受け、専門家からの指導・助言を受けながら、**集団感染に対応するノウハウや知見を蓄積し、積極的疫学調査などの対策を実施**した。
 - ・**施設や病院**において感染症対策が必要になった場合に、**専門家を派遣し、指導・助言を行う感染症対策専門家派遣事業を4月から開始**した。
 - ・5月には、**日本医師会協力の下、COVID-19 JMAT（日本医師会災害医療チーム）派遣**の仕組みを活用した**クラスター発生施設への医療チーム（医師、看護師、事務職員等で編成）の派遣**を受け、**医療提供、施設の感染対策、地域の医療体制整備に協力**いただいた。
 - ・また、**医療機関等においてクラスター発生時、通常の診療体制・運営の維持が困難となった場合に看護職員を派遣**し、初動の支援を行う、**COVID-19支援ナース事業を6月から開始**した。
 - ・更に、**社会福祉施設等**の利用者や職員が新型コロナウイルスに感染するなどして、当該施設の**介護職員等が不足した場合に、他の社会福祉施設等からを派遣する介護職員等派遣事業を9月から開始**した。
 - ・**国においては、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支援の要請があった保健所等に対し潜在保健師等を派遣する仕組み（IHEAT）の運用を9月から開始。道においても11月から運用を開始し、保健所体制の強化を図った。**

※各派遣制度の活用実績は次表「【参考】各種派遣制度を活用した道内応援実績（延べ人数）」のとおり

Ⅱ期	・感染拡大と縮小の波が中長期的に反復することが想定される中、引き続き、医療提供体制の確保を図っていくため、 令和3年11月からCOVID-19支援ナース事業の対象を拡大 。重点医療機関等が新型コロナウイルス感染症受入病床確保のため、 欠員が生じた一般病棟等への応援派遣看護師についても対象 とすることとした。
Ⅲ期	・COVID-19支援ナース事業の派遣調整業務は、医療機関からの要請を受けた道が北海道看護協会の協力を得て実施していたが、令和4年4月に本調整業務について北海道看護協会に委託。 ・保健所設置自治体が感染症のまん延時等の 健康危機発生時に、速やかにIHEAT要員による支援を受けられるよう、令和4年12月に地域保健法が改正 され、 令和5年4月にIHEATが法定化 された。

【参考】各種派遣制度を活用した道内応援実績（延べ人数）

項目	派遣者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門家派遣事業【道】	医師等	236人	182人	145人
COVID-19 JMAT派遣【日本医師会】 （日本医師会災害医療チーム）	医療チーム	999人	2,846人	2,877人
COVID-19支援ナース事業【道】	看護師等	77人	38人	89人
介護職員等派遣事業【道】	介護職員等	587人	463人	246人
IHEAT【道】	保健師等	454人	274人	339人

取組実績及び課題

- ・発生当初、緊急時の人材派遣については、感染症危機を想定した制度はなく、道が調整し、各医療機関や関係団体の協力により、医療従事者等を派遣する取組が行われた。
- ・感染症対応の専門人材としては、医療機関での患者の治療に当たる医療専門職や福祉施設等で感染防止対策を行う際の感染管理の専門家のほか、行政においても疫学調査や対策の立案を行う人材など、多様な人材が必要であった。

今後の対応の方向性

- ・新たな感染症危機に備え、道内の医療機関と改正感染症法において法定化された医療人材派遣（医師、看護師、その他医療従事者）の事項を含む医療措置協定の協議・締結を進め、平時からの人材確保を進める。
- ・大学や医療機関等と連携しながら、医療機関、保健所を含めた行政職員等の研修・訓練の機会の確保と内容の充実を図り、感染症に対応する人材の育成・資質向上につなげることが必要。

2 道の体制

時 期		国・道の動き	(※○は道、●は国の動き)
I 期	R2. 1. 28	○道内で初めての感染者を確認。「北海道感染症危機管理対策本部」を設置	
	〃	●厚労省対策推進本部の下に専門家によるアドバイザリーボードを設置	
	R2. 1. 30	●内閣官房に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置	
	R2. 2. 24	○「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置	
	R2. 3. 25	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を設置	
	R2. 3. 26	●○特措法に基づき国が政府対策本部設置。道は特措法第22条により「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・地方本部」設置	
	R2. 7. 3	●「新型コロナウイルス感染症分科会」を設置	
R2. 7. 10	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の下に「対策本部指揮室」を設置		
R2. 7. 22	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置		
II 期	R3. 4. 1	○保健福祉部に新たに「新型コロナウイルス感染症対策監」を設置し、その下に「感染症対策局」、同局に「感染症対策課」を設置	
III 期	R5. 4. 21	●感染症の発生等に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、特措法及び内閣法を改正	
	R5. 5. 8	○感染症法上の位置づけ見直しに伴い、これまでの組織・会議体を改組し、「北海道感染症対策連絡本部」、「北海道感染症対策有識者会議」、「北海道新興・再興感染症等対策専門会議」を設置	

<取組の背景・経過等>

I 期	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月、道内初の感染者が確認されたことを受け、知事を本部長とする感染症危機管理対策本部を設置するとともに、保健福祉部が中心となり、関係各部による新型コロナウイルス感染症対策チームを編成し、所要の対策を実施。 令和2年3月、特措法に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、各振興局に地方本部を設置。 令和2年7月、初動対応及び対策実務等の指揮命令を担う全庁組織として対策本部下に指揮室を設置。 対策の実施等にあたり、有識者や専門家から意見を聴取する場として、「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」及び「新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置。 令和2年9月、有識者会議での議論を経て、道がこれまで実施してきた一連の対応に関する取組の妥当性と今後に向けた課題について検証結果を取りまとめた「北海道における新型コロナウイルス感染症に関する検証中間取りまとめ」を決定。
-----	--

Ⅱ期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策をより一層積極的かつ強力に推進するため、令和3年4月、新たに「新型コロナウイルス感染症対策監」を設置するとともに、感染症対策を一元的に担うため、その下に「感染症対策局」を設置するなど指揮室の機能を強化。また、道立保健所で積極的疫学調査等に従事する保健師を増員したほか、衛生研究所に研究職員を配置するなど、体制を強化。
Ⅲ期	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月21日、「感染症法等の一部を改正する法律」が成立し、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置（R5.9月予定）することを決定。

※新たな感染症危機が生じた際の国等の対応（病原性が大きく異なる変異株が生じた場合）

（※令和5年3月10日決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」より抜粋）

- 科学的知見や専門家の意見等を踏まえ、新たな変異株を**感染症法上の「指定感染症」に位置づけることにより、一時的に対策を強化**
- その上で、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあると認められる場合には、**特措法に基づく政府対策本部及び都道府県対策本部を設置**
- **基本的対処方針を定め、行動制限の要否を含めた感染対策について決定**。新たな変異株の特性等も踏まえ、これまでの知見等も活用しつつ、必要な方が適切に医療にアクセスできるよう、各都道府県と連携し、病床や外来の医療提供体制の確保を行う

取組実績及び課題

- ・感染初期の段階で、速やかに本部組織を整備するとともに、地方本部を併せて設置し、国や市町村との連携を強化しながら対応してきたほか、感染状況やその時々の対策に応じ、指揮室の班体制を追加するなど柔軟に対応してきた。
- ・対策の立案・実施にあたっては、節目節目で有識者や専門家から意見を聴取し実施してきた。
- ・新たな取組の実施や一部業務のひっ迫を回避するため、各部局や振興局等からの応援体制を整備していく中で、受入側の体制や環境整備に時間を要する場合があった。

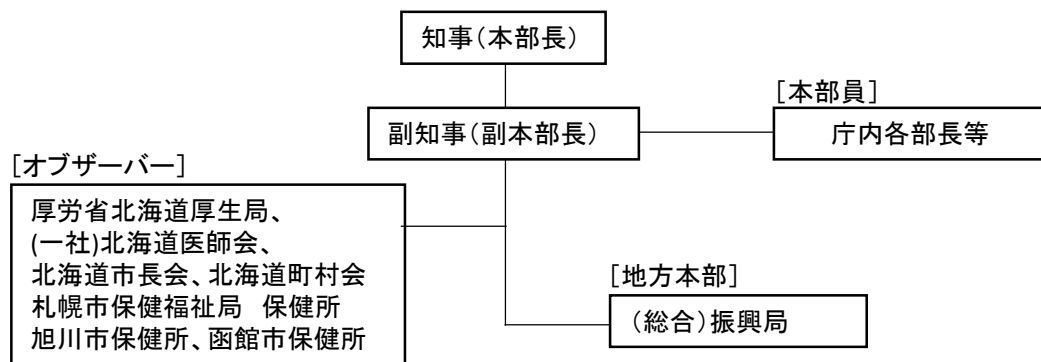
今後の対応の方向性

- ・今後、新たな感染症危機が生じ、国が新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」に位置づけた際には、知事を本部長とする「北海道感染症対策連絡本部」の下、医療機関や関係団体とも連携しながら、速やかに外来・検査体制や入院体制を構築していくとともに、国の動きを踏まえ、特措法に基づく対策本部を設置していく。
- ・また、平時から実践的な職員研修や訓練の実施をはじめ、司令塔機能や検査・研究機能の強化に取り組むなど、柔軟で機動的に対応できる体制を整備していく。

(参考)対策本部体制等

時期	主な動き
I 期	・ R2. 1. 28 「北海道感染症危機管理対策本部」を設置
・	・ R2. 3. 25 「北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を設置（以降、計5回開催）
II 期	・ R2. 3. 26 特措法に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・地方本部」を設置（以降、計143回開催）
・	・ R2. 7. 22 「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置（以降、計14回開催）
III 期	・ R5. 5～ 対策本部や有識者会議・専門会議を改組。新たに「北海道感染症対策連絡本部」「北海道感染症対策有識者会議」「北海道新興・再興感染症等対策専門会議」を設置

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・地方本部 (R2. 3. 26～R5. 5. 8)

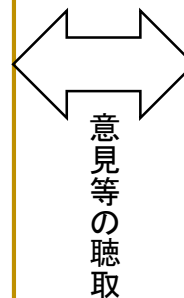


新型コロナウイルス感染症対策有識者会議 (R2. 7. 22設置)

対策の立案、決定及び実施等に当たり、幅広い見地から必要な意見を聴取
(構成員)
医療、経済、産業、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者

新型コロナウイルス感染症対策専門会議 (R2. 3. 25設置)

(協議事項)
(1) サーベイランス・情報収集に関すること
(2) 医療提供体制に関すること
(3) 予防・まん延防止対策に関すること 等
(構成員)
医療分野の専門家で構成



【参考：北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱抜粋】

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

- 1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。
- 4 意見等の聴取
道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、有識者会議のほか、専門会議の意見や見解を聴取する。以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取
 - ① レベル移行に関する措置
 - ② 特措法第31条の4第6項に基づく国への要請
 - ③ 特措法第24条第9項、第31条の6及び第41条に基づく措置

(参考)指揮室の体制等

時期	主な動き
I 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 2. 24 流行初期の対策にあたり、保健福祉部長をチーム長とする「感染症対策チーム」を設置 ・ R2. 7. 10 緊急事態宣言の解除を受け、社会経済活動の促進や、今後の感染拡大に備えるため、対策本部に新たに副知事をトップとする「指揮室」を設置（対策チームを発展的に改組）
II 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 4. 1～ 班体制を随時追加・変更（例：「ワクチン等予防対策班」追加（R3. 1. 1）、「地域支援班」追加（R3. 4. 1）等）
III 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5. 6～ 5 類移行等を踏まえ、現在 9 班体制で指揮室を運営

【新型コロナウイルス感染症対策チーム】 (R2.2.24設置)

保健福祉部が中心となりチームを編成

チーム長: 保健福祉部長

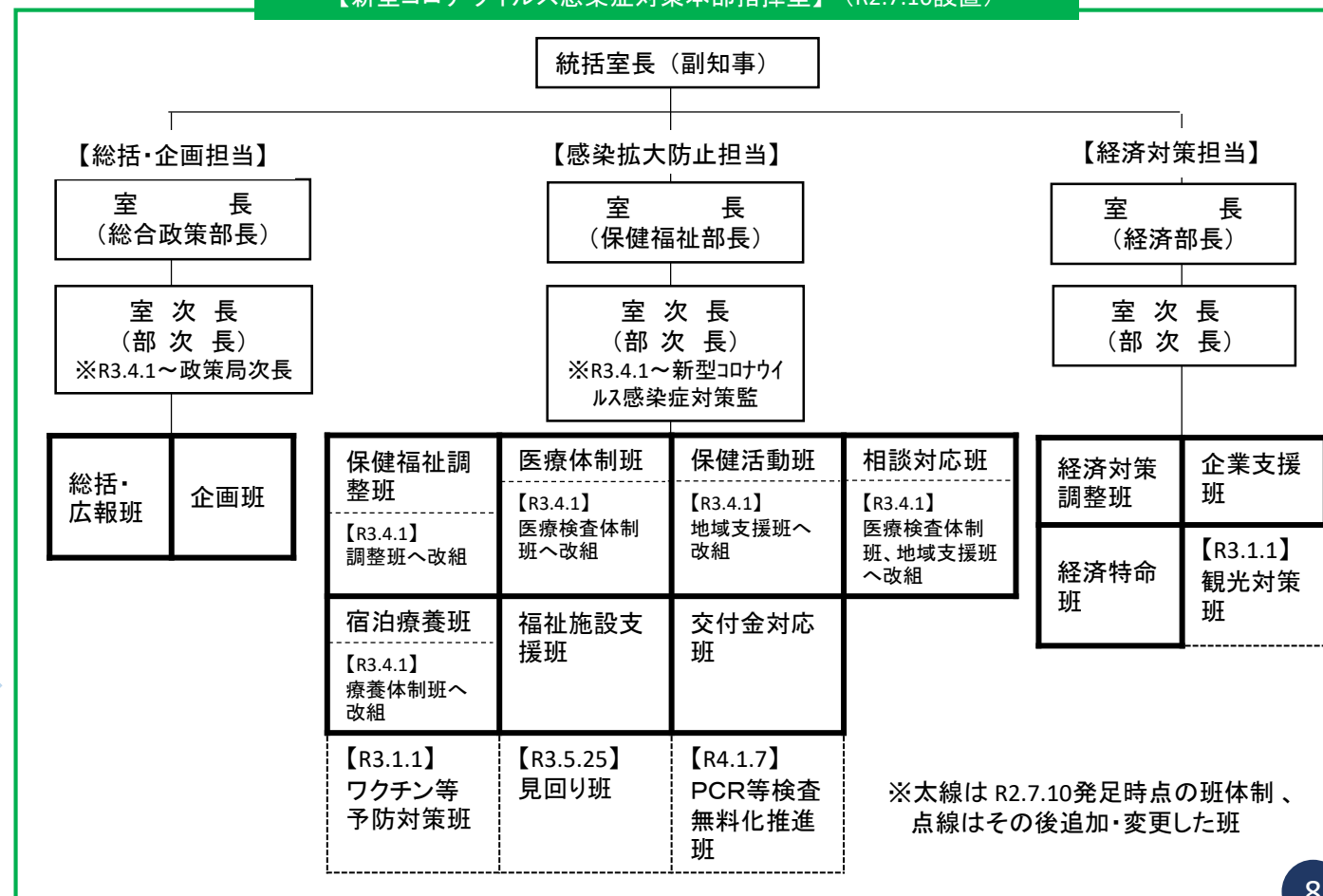
総括・広報班	企画班	医療体制班
相談対応班	宿泊療養班	水際対策班
相談・支援金対応班	休業要請・確認班	福祉施設支援班

※R2.5.11時点の班体制



R2.7.10
社会経済活動の促進や、今後の感染拡大に備えるため対策チームを発展的に改組

【新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室】(R2.7.10設置)



※太線は R2.7.10発足時点の班体制、
点線はその後追加・変更した班

3 国への要請（道・全国知事会）

時 期		道の主な動き（●は全国知事会の主な動き）
Ⅰ期	R2. 1. 30	●全国知事会に「新型コロナウイルス緊急対策会議」設置
	R2. 2. 25	●「緊急対策会議」から全都道府県参加の「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」へ移行
	R2. 2. 29	○「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を内閣総理大臣に要請
	R2. 3. 5	●「医療体制」及び「学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策」について、緊急提言を実施
	R2. 4. 30	○4月17日から実施した緊急事態措置を踏まえ、国に緊急要請
	R2. 5. 15	○国の第2次補正予算編成に当たり、国に要請
	R2. 12. 14	○「第3次補正予算等に関する緊急要請」を国に要請
Ⅱ期	R3. 5. 10	○「まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要請」を国に要請
	R3. 5. 21	○「緊急事態措置の実施に伴う緊急要請」を国に要請
	R3. 8. 1	●全国的な感染再拡大（道はまん延防止等重点措置が適用）を受けた緊急提言を実施
Ⅲ期	R4. 1. 12	●オミクロン株による全国的な感染急拡大を受けた緊急提言を実施
	R4. 11. 18	○確保病床料の見直しに関する柔軟な運用等について国との意見交換
	R5. 2. 13	●感染症法上の位置づけ変更に伴い、全都道府県から意見を聴取した上で国との意見交換

※上記以外にも道、全国知事会から感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を適宜実施

<取組の背景・経過等>

Ⅰ期	<ul style="list-style-type: none"> 全国知事会では、令和2年1月に、今後の対策に関する各都道府県におけるニーズの把握や国に対して必要な要請を行うため、「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置。国に対し、水際対策の徹底や統一的な対応方針の提示等について要請を行った。その後、感染拡大の状況を踏まえ、2月には「緊急対策会議」から全都道府県参加の「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」に移行。感染状況等により適宜開催された緊急対策本部会議にて道から提案した国の責任による事業者への損失補償、感染者情報等の統一的な公表基準の明示などを踏まえ、国への提言を行った。 令和2年1月に道内で1例目の感染者が確認されて以降、道内の各地域で感染者が確認されたことなどを踏まえ、2月、知事から内閣総理大臣に北海道を重点対策地域として支援いただきたい旨の緊急要望を実施。その後道から国に対し、外出自粛要請を踏まえて休業した飲食店への休業補償や、国の補正予算編成にあたって道や医療機関等への財政支援、検査体制の拡充、需要喚起等の経済対策など、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。
----	---

Ⅱ期	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会では、緊急対策本部会議にて道から提案した各都道府県知事が地域の実情に応じた緊急事態措置等の対策を講じられるよう改善すること、東京オリンピック・パラリンピックに関連した水際対策の強化やテレビ観戦の呼びかけなどを踏まえ、国への提言を行った。 ・道から国に対し、速やかな事業者支援等を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額、ワクチンの円滑な接種に向けた供給スケジュールの提示や接種体制の整備に係る十分な財政支援など、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。
Ⅲ期	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会では、緊急対策本部会議にて道から提案したオミクロン株の特性を踏まえた全般的な対応方針の明示やレベル分類の見直し、新たな変異株への対応により緊急事態措置等を検討する際には予め地方と協議を行うことなどを踏まえ、国への提言を行った。 ・道から国に対し、都道府県が独自に取り組む営業時間短縮要請等について協力金の対象外だった第三者認証店を協力要請対象枠による協力金の対象とすること、確保病床の減少に繋がるおそれのあった病床確保料の見直しについて運用上の改善を図ることなど、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。

取組実績及び課題

- ・当初、全国的に感染が広がり、医療従事者や入院患者の感染や感染経路不明の感染者が相次いで確認されるなど、道民・国民の不安が増す中、まずは、検査体制の強化や治療・相談体制の充実など、医療提供体制の確保に向けた支援を求めてきたほか、マスクや消毒液といった物資の不足などへの対応を中心に国に求めてきた。
- ・その後は、感染状況に応じて、取組の実施に伴い必要となる交付金の確保や休業要請に協力いただく事業者への支援のほか、事業継続への支援、雇用の維持に向けた支援などを国に求めるとともに、全国的な人の移動に伴う注意喚起の実施など、全国知事会とも連携しながら、国に求めてきた。
- ・また、流行株が変異した際に、国において、基準の考え方が示されず、当初設定した基準が分かりにくいとの意見もあり、こうした点についても国に求めてきた。

今後の対応の方向性

- ・感染症への対応については、国全体での統一的な方針の下で進める必要があり、感染状況や科学的知見を踏まえたレベル分類等の設定をはじめ、全国民に向けた注意喚起や適切な水際措置の実施、医療機関や事業者への必要な支援などを国の責任の下で実施するよう求めていく。
- ・国の方針の下、都道府県が地域の実情に応じた対策を講じるにあたっては、十分な財政措置を講じることについて、国に求めていく。

4 情報発信

時 期		主な道の動き（●は報道発表関係）	主な広報ツール（詳細は別紙）
I 期	R2. 1. 28 R2. 2～ R2. 4 R2. 4～ R2. 4～5 R2. 10 R2. 11	<ul style="list-style-type: none"> ●道内1例目の患者の発生の報道発表 ○道ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を公開（多言語での公開） ○新型コロナウイルスに関する新聞折り込みチラシを発行 ○信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信 ○TVコマーシャルによる外出自粛の呼びかけ ○すすきの地区で注意喚起のチラシ配布 ○差別・偏見防止ポスターを作成し、道内小中学校等へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ■知事記者会見（合計157回） ■SNS(Twitter、Facebook、YouTube) ■web広告（道の公式Twitterと同時配信） ■道ホームページ ■広報紙「ほっかいどう」 ■テレビ番組 道政広報番組 ■新聞、フリーペーパー広告掲載 ■TV・ラジオコマーシャル ■メールマガジン「Do・Ryoku」 ■ピクトグラム（啓発素材）の作成 ■民間企業との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ ・店内放送・館内放送（駅・空港等） ・店内・館内等ポスター掲示 ・レシート広告 ・自動販売機電光掲示板 ■市町村との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議や記者会見資料等の情報共有 ・市町村長からの意見集約（振興局長等） ・住民や事業者への周知等の協力 ・共同メッセージの発出 (知事、札幌市長、市長会長、町村会長)
II 期	R3. 3～4 R3. 6. 20 R3. 7 R3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○道の対策に併せて啓発ポスター作成（駅・空港・応援団企業等へ配布） ○飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信 ●報道発表項目の変更（個別公表取り止め、振興局毎感染者数公表等） ○羽田空港において空港利用者のPCR検査の受検を啓発 ○ワクチン接種啓発チラシの学校等への配布、コンビニ等への配架 	
III 期	R4. 4・5・12 R4. 5～6 R4. 7 R4. 8 R4. 9. 27 R4. 10 R5. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館におけるワクチン接種啓発知事メッセージ動画の上映 ○地下鉄全線全車両へのワクチン接種啓発中刷屏広告（札幌市と共同） ○大学生と専門家とのワクチン接種座談会の開催 ○首都圏のどさんこプラザにおける知事メッセージ動画の配信 ●報道発表項目の変更（全数把握取り止めに伴い「療養者数」等週一公表に） ○感染体験談をSNSで発信 ○リーフレットの配布等によるマスク着用の見直しに関する啓発 	

<取組の背景・経過等>

I 期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大初期においては、新型コロナウイルス感染症の毒性・感染力等の特性が明らかではなかったことから、感染拡大の防止や道民等の不安解消に向け、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報や道民等向けの支援情報などについて、市町村との連携や知事記者会見の場、道ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体の活用により正確かつ迅速な発信に努めた。 ・関係機関や民間企業等の協力も得て、信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信、店頭や自動販売機、フリーペーパーも活用して外出時や日常生活における留意事項を発信した。 ・感染者や医療技術者への差別・偏見に関して、意識改善を促すため、差別・偏見防止用ピクトグラムやポスターを作成。ポスターは道内小中学校等に配布した。
-----	---

I 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎日の報道発表は、公衆衛生上の対策と個人情報保護とを比較衡量し、感染者の年代や性別、居住地（本道の広域性や人流も鑑み、振興局単位）等を公表（本人同意を基本）した。</u>
II 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染が起きやすい状況について徐々に知見が深まる中、アルファ株やデルタ株といった変異株が次々と発生し、感染の拡大・収束がめまぐるしく変化</u> するようになったことから、<u>感染状況に応じて場面（飲食等）や時期（年度末等）を絞った注意喚起を実施した。</u> ・ <u>令和3年4月から高齢者、8月から65歳未満の方へのワクチン接種が開始</u> されたことから、チラシの学校等への配布やコンビニ等への配架などの<u>ワクチン接種啓発</u>を行った。 ・ <u>令和3年6月20日、毎日の報道発表について、市町村アンケート調査結果や地域単位での感染状況の分析・評価を重視する国の方向性などを踏まえ、感染者の症状・経過等を含む個別公表はやめ、振興局毎の感染者数等を毎日公表、市町村毎の7日間累計数を週1回公表する</u>といった見直しを実施した。
III 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>デルタ株より感染力が強い一方で軽症者が中心といった特徴を持つオミクロン株が感染の主流となり、「陽性者登録センターの設置」など医療ひっ迫回避のための新たな取組が開始されたほか、自宅療養期間が見直されるといった変更も行われたことから、道民や事業者等に混乱が生じないようわかりやすい情報発信に努めた。</u> また、<u>ワクチン接種については、特に接種率が低い若年層などをターゲットに啓発</u>を実施した。 ・ <u>令和5年3月13日から「マスクの着用は個人の判断が基本」となったことから、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう注意喚起</u>するとともに、マスク着用が推奨される場面などについて情報発信を行った。

取組実績及び課題

- ・ 感染防止に向けた注意・啓発や、「緊急事態宣言」などにおける要請内容、事業者や道民が活用できる各種支援制度などについて、市町村や民間企業とも連携しながら、ホームページや知事記者会見、広報紙やSNSをはじめ、多様な広報ツールを活用し、迅速かつ正確な情報発信に努めた。
- ・ 報道やネット情報等の受け止め方によっては、感染者や感染が発生した施設等への差別や偏見が生じる場面があった。
- ・ 感染者情報の公表については、国から「1類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」が示されたものの、2類感染症等に関しては、具体的な取扱いが示されなかったため、都道府県毎に公表内容が異なるなど、対応に苦慮した。

今後の対応の方向性

- ・ 今後、新たな感染症危機が生じた際には、感染症対策への理解や協力を得られるよう、市町村や民間企業等と連携し、様々な広報ツールを活用しながら、わかりやすい情報発信に努める。
- ・ また、平時から感染症に関する知識を深めていただくため、年代により情報を入手する広報媒体に違いがあることを意識しながら、多様なツールの活用による情報発信を進めていく。
- ・ 感染者情報の公表については、これまでの新型コロナウイルス感染症対策における経過も踏まえ、偏見や差別を招くことのないよう個人情報の取扱い等に配慮するとともに、自治体毎に公表内容が異なることを防ぐため、全国統一的な扱いをあらかじめ示すよう国に働きかける。

知事記者会見(定例)

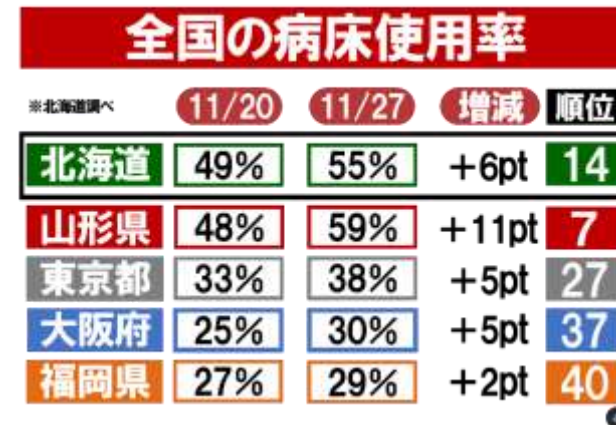
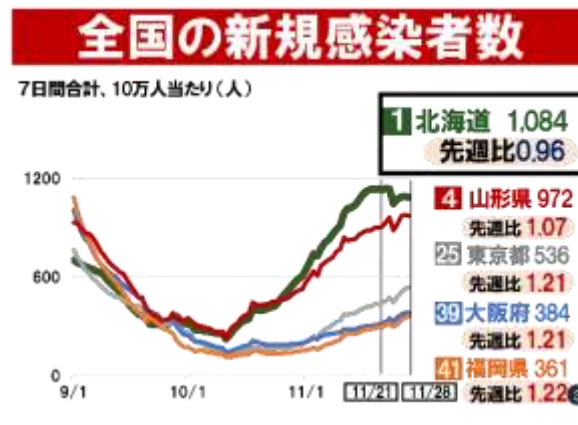
- 第Ⅰ期 計68回
 - 第Ⅱ期 計41回
 - 第Ⅲ期 計48回
- }
- 知事から情報提供

- ・ デジタルサイネージの活用
- ・ 同時手話通訳
- ・ 動画投稿サイト「YouTube」上でのライブ配信
- ・ 会見後、話題パート、質疑パートに分割した動画も配信（令和4年度～）
- ・ 必要に応じてぶら下がり記者会見を実施し、機動的に情報発信



<記者会見の様子>

※ 道民への情報発信に当たっては、データを活用しながら、わかりやすく伝達

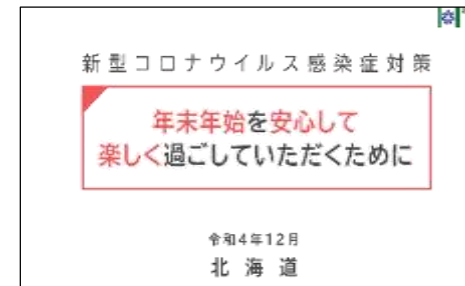


<データを活用した記者会見スライド例>

SNS(Twitter、Facebook、YouTube)

■ SNSを活用した情報発信

・Twitter	(フォロワー 約11.3万人)	第Ⅰ期	1,360回
		第Ⅱ期	796回
		第Ⅲ期	739回
・Facebook	(フォロワー 約1.9万人)	第Ⅰ期	515回
		第Ⅱ期	508回
		第Ⅲ期	585回
・YouTube	(フォロワー 約2.5万人)	第Ⅰ期	51回
		第Ⅱ期	62回
		第Ⅲ期	30回



<年末年始の呼びかけ動画>

■ 道の公式Twitterを活用した啓発

- ・ 年末年始の帰省や旅行での感染対策等を呼びかける動画を配信(R4.12月～R5.1月)
- ・ 冬のイベント参加者に感染対策を呼びかける動画を配信 (R5.2月)

■ web広告を活用した啓発(道の公式Twitterと同時配信)

- ・ 年末年始の感染防止行動の呼びかけを配信(R4.12月～R5.1月)
- ・ 成人式参加者に向けた感染防止行動の呼びかけを配信(R5.1月)
- ・ マスク着用の見直しについての動画を配信(R5.3月)



<成人式参加者に向けた呼びかけ>

■ コロナに関する情報や感染状況等を発信

- ・ 感染状況の公表(毎日)
- ・ 道民の方々への要請内容、対策本部会議の開催状況
- ・ 普及啓発資料(啓発ポスター、感染体験アニメなど)
- ・ コロナの情報をまとめた「サポートサイト」
- ・ コロナの質問に対応するため「チャットボット」を活用
- ・ ワクチンの接種状況やワクチンの情報
- ・ 集団感染の事例や感染された方の体験談
- ・ 振興局ごとの注意喚起状況や共同メッセージ
- ・ ブレークスルー感染事例 など

※ 道の新型コロナウイルス感染症に関するホーム

ページへのアクセス数

第Ⅰ期:約 1,158万件

第Ⅱ期:約 798万件

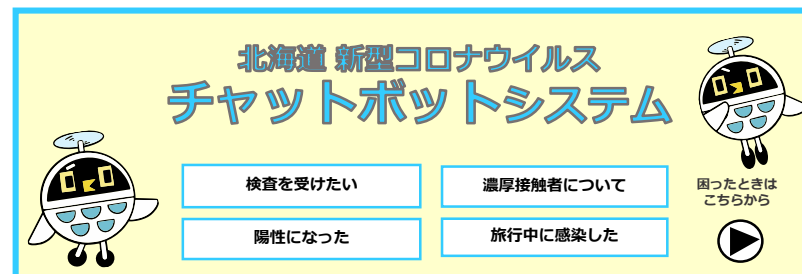
第Ⅲ期:約 965万件

■ 「新北海道スタイル」等のホームページで関連データなどを発信

- ・ 新規感染者数などを更新(毎日)
 - ・ 「新北海道スタイル」の取組事例を紹介
 - ・ 第三者認証制度の認証店の利用促進に向けた情報の発信:第三者認証制度のホームページ
- } 新北海道スタイルのホームページ



<サポートサイト>



<チャットボット>



<アニメによる感染体験談>

広報紙「ほっかいどう」 道内約250万部発行

■ 第Ⅰ期

令和2年6月号(R2.5.20発行):特集「いまできること」や道の緊急対策等を掲載

令和2年11月号(R2.10.7発行):特集「ウイズコロナのいまとこれから」を掲載

令和3年1月号(R2.12.19発行):特集「冬の備え 北海道のコロナ対策」を掲載

令和3年3月号(R3.2.22発行):特集「コロナと向き合いながら北海道を元気に」を掲載



■ 第Ⅱ期

令和3年6月号(R3.5.19発行):特集「コロナを乗り越え、北海道の未来を創る」を掲載

令和3年8月号(R3.7.14発行):ワクチン接種、休業・時短等協力支援金の情報等を掲載

令和3年11月号(R3.10.20発行):ワクチン接種のメリット・デメリット、ワクチン差別防止の情報等を掲載

令和4年1月号(R3.12.17発行):年末年始の感染防止行動、後遺症への理解の呼びかけ等を掲載

■ 第Ⅲ期

令和4年3月号(R4.2.23発行):自身や知人が感染した時の対応、ワクチン交互相種の呼びかけを掲載

令和4年6月号(R4.5.25発行):ワクチン3回目接種、新北海道スタイルアイデアコンテストの情報を掲載

令和4年8月号(R4.7.20発行):療養解除日カレンダーの利用案内、ワクチン追加接種の情報を掲載

令和4年11月号(R4.10.19発行):北海道陽性者健康サポートセンターやワクチン小児接種の情報を掲載

令和5年1月号(R4.12.15発行):基本的な感染防止行動の再徹底、発熱への備え等の情報を掲載

令和5年3月号(R5.2.16発行):基本的な感染防止行動の徹底、セルフケアのポイント等を掲載

道政広報番組「知るほど！なるほど！北海道」



■ 第Ⅰ期

令和2年10月10日:感染防止策とコロナを踏まえた経済活動等について情報発信

令和2年12月19日:感染リスクの高まる場面や冬の換気等について情報発信

令和3年2月20日:生活環境が変わる季節における感染対策、テレワークの取組等について情報発信

■ 第Ⅱ期

令和3年7月17日:ワクチン接種、感染者への誹謗中傷防止の呼びかけ等について情報発信

令和3年10月23日:ワクチン接種のメリット・デメリット、ワクチン差別防止等について情報発信

令和3年12月18日:年末年始の感染防止行動、ワクチン3回目接種について情報発信



■ 第Ⅲ期

令和4年2月26日:まん延防止等重点措置に伴う感染防止行動の徹底を呼びかける知事メッセージを放映

令和4年5月28日:ワクチン3回目接種の呼びかけ、新北海道スタイルアイデアコンテストについて情報発信

令和4年7月30日:基本的感染防止行動の実践、ワクチン接種を呼びかける知事メッセージを放映

令和4年10月22日:北海道陽性者登録センター及び北海道陽性者健康サポートセンター等について情報発信

令和4年12月17日:コロナとインフルエンザの同時流行に備えた対応等について情報発信

新聞、フリーペーパー広告掲載

■ 第Ⅰ期

令和2年5月:札幌との不要不急の往来自粛要請(道新・朝日・毎日・読売・日経 ※以下、主要5紙と記載)

令和2年10月:インフルエンザワクチン優先接種への協力を呼びかけ(道新・朝日・毎日・読売)

令和2年11月:発熱患者の外来受診方法の周知(R2.12.26まで毎週土曜掲載)(主要5紙)

不要不急の外出・往来自粛の呼びかけ(主要5紙ほか地方紙12紙)

令和2年12月:冬の感染対策及び北海道コロナ通知システムの周知(主要5紙ほか地方紙12紙)

「みなさんの赤れんが」にて感染防止対策等を周知(道新・朝日・毎日・読売)



■ 第Ⅱ期

令和3年4月から偶数月の最終木曜:「北海道ビジネスページ」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載(日経)

令和3年5月:緊急事態宣言発令中の外出自粛の呼びかけ、ワクチン接種情報(道新・朝日・毎日・読売)

緊急事態宣言発令中の外出自粛の呼びかけ(主要5紙ほか地方新聞協会加盟11紙)

令和3年5月から毎月第2日曜:「みなさんの赤れんが」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載(道新・朝日・毎日・読売)

令和3年7月～8月:感染防止行動の徹底、ワクチン接種検討の呼びかけ(地方新聞協会加盟11紙)

■ 第Ⅲ期

毎月第2日曜(4月除く):「みなさんの赤れんが」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載(道新・朝日・毎日・読売)

偶数月の最終木曜:「北海道ビジネスページ」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載(日経)

令和4年12月:年末年始における道民の皆様へのお願い(道新・朝日・毎日・読売)

令和5年1月:年末年始における道民の皆様へのお願い(各地方新聞)

冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い(フリーペーパー「おしゃべりBOX neo」)

TV・ラジオコマーシャル

令和2年4月28日～5月6日 外出自粛要請(民放5局・計約600回放送)

令和2年10月6日～10月20日 インフルエンザワクチン優先接種の協力呼びかけ
(民放4局・計4回、民放2ラジオ局・計20回放送)

令和2年11月9日～12月31日 発熱患者の外来受診方法の周知(民放4ラジオ局・計128回放送)

令和2年12月11日～令和3年1月16日 冬の感染対策及び北海道コロナ通知システムの周知
(民放5局・計371回放送)

令和3年5月21日～5月22日 緊急事態宣言発令に伴う知事メッセージ(民放4ラジオ局・計22回放送)

メールマガジンなど

- 毎週木曜発信～ メールマガジン「Do・Ryoku」
 - ・感染防止対策やワクチン接種、各種支援等の総合情報を発信
- 不定期発信～ ブログ「超！！旬ほっかいどう」
 - ・道からの要請内容を情報発信(期間内9回発信)
- 不定期発信 メールマガジン「NHSニュース」(新北海道スタイル推進協議会)
 - ・感染防止対策への協力呼びかけや取組事例紹介など、会員へ発信(計58回配信)

ピクトグラム(啓発素材)の作成

令和2年5月14日 道民向け23種類、事業者向け7種類を公開

令和2年10月16日 差別・偏見防止2種類を追加

令和2年12月18日 冬バージョン(道民向け21種類、事業者向け1種類)を追加



民間企業との連携

- 街頭大型ビジョン(札幌市内5～7箇所)やケーブルテレビでの知事メッセージ動画等の放送
- デジタルサイネージや店内放送による呼びかけやレシートを活用した感染防止対策の呼びかけ
- 自動販売機の電光掲示板を活用した感染防止対策への呼びかけ
- 店内でのポスター、チラシの掲示・設置 など
- 道からの要請内容をお知らせするためのホームページ用バナーを道内事業者へ掲載を依頼
- 道内プロスポーツチームと連携し、スポーツイベントで偏見や差別をなくすよう呼びかけるチラシを配布
- 北海道コンサドーレ札幌の協力による差別・偏見をなくすよう呼びかける動画メッセージをYouTubeで配信
- 北海道に縁のある著名人の音声による啓発メッセージを作成し、集客施設等で呼びかけを実施
- ヤフーやドミンゴのサイトを活用した情報発信
- 道と包括連携協定を結ぶ企業やほっかいどう応援団会議参加企業を通じた感染拡大防止に向けた呼びかけ
- 駅、空港、フェリーターミナルでの感染防止を呼びかける館内放送の実施 など



<街頭大型ビジョンの活用>



<自動販売機の活用>



<新千歳空港サイネージ>

普及啓発の主な取組(第I期)

■新型コロナウイルスに関する情報や相談窓口の周知

- ・令和2年2月～ 道ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を公開(多言語での公開)
- ・令和2年4月 新型コロナウイルスに関する新聞折り込みチラシを発行(主要5紙、各地方紙計157万部)
- ・令和2年11月 発熱患者の事前相談ポスターを市町村等へ配布(約16,000枚)

■感染防止に関する注意喚起

- ・令和2年4月～5月 TVコマーシャルによる外出自粛の呼びかけ
- ・令和2年4月～ 信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信
(北海道警察、北海道開発局との連携)
- ・令和2年5月 ピクトグラム(啓発資材)を公開(道民向け23種類、事業者向け7種類)
- ・令和2年5月 新聞広告による札幌との不要不急の往来自粛の呼びかけ
- ・令和2年10月 すすきの地区で注意喚起のチラシ配布
- ・令和2年10月 普及啓発資料を市町村、公共施設等へ配布(約10万枚)
- ・令和2年11月 集中対策期間啓発ポスターを作成し、駅・空港等へ配布(19箇所)
- ・令和2年12月 ピクトグラム・冬バージョン(道民向け21種類、事業者向け1種類)を追加
- ・令和2年12月 「新しいお酒のマナー」チラシを成人式向けに配布(約18,000枚)

■差別・偏見に関する啓発

- ・令和2年10月 ピクトグラム・差別・偏見防止用2種類を追加
- ・令和2年11月 差別・偏見防止ポスターを作成し、道内小中学校等へ配布(約16,000枚)

■インフルエンザワクチン優先接種への協力の呼びかけ

- ・令和2年10月 新聞広告、TV・ラジオコマーシャルで協力を呼びかけ



普及啓発の主な取組(第Ⅱ期)

■感染防止に関する注意喚起

- ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成し、駅・空港・応援団企業等へ配布

【飲食の場面に関する啓発】

- ・令和3年3月～4月 飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信
- ・令和3年3月～「黙食」や飲食の場面で注意を呼びかける啓発資材・ポスターをホームページに掲載
- ・令和3年7月～9月 若年層などに向けた飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信

【新成人へ向けた啓発】

- ・令和3年5月、8月、12月 成人式の参加者に感染防止啓発チラシを配布

【年度末・年度始めに向けた啓発】

- ・令和3年3月～4月 啓発チラシを各市町村転入手続き窓口や大学等にて配布
- ・令和3年4月 コロナ感染防止啓発パネル展を開催

【道外の方に向けた啓発】

- ・令和3年7月～8月 羽田空港ビルディング株式会社の協力による羽田空港ビルの館内放送で啓発を実施
- ・令和3年7月 羽田空港において知事が空港利用者のPCR検査の受検を啓発
- ・令和3年7月～9月 北海道に関心のある首都圏在住の方へ感染防止対策の徹底についてSNSで発信
- ・令和3年7月～9月 道外の方に向けた知事メッセージ動画の配信

■差別・偏見に関する啓発

- ・令和3年6月 北海道コンサドーレ札幌の協力による動画メッセージをYouTubeで配信
- ・令和3年9月 道の新型コロナ人権相談窓口寄せられた相談事例をホームページに掲載
- ・令和3年9月 差別・偏見防止チラシを市町村等へ配布

■ワクチン接種に関する啓発

- ・令和3年10月 ワクチン接種啓発チラシの学校等への配布、コンビニ等への配架
- ・令和3年10月～11月 Yahoo!Japan(スマホ版)ブランドパネルにバナー広告を掲載



普及啓発の主な取組(第Ⅲ期)

■感染防止に関する注意喚起

- ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成し、駅・空港・応援団企業等へ配布
- ・令和4年10月 知事の感染体験談をSNSで発信

【新成人・若者へ向けた啓発】

- ・令和4年2月 若者向けに基本的な感染防止行動の徹底を呼びかけるターゲティング広告実施
- ・令和5年1月 成人式の参加者に向けた感染防止行動の呼びかけをweb広告で配信

【道外の方に向けた啓発】

- ・令和4年5月、8月 北海道に関心のある首都圏在住の方へ感染防止対策の徹底についてSNSで発信
- ・令和4年5月 道外の方に向けた知事メッセージ動画の配信
- ・令和4年8月 首都圏のどさんこプラザにおける知事メッセージ動画の配信

■差別・偏見に関する啓発

- ・令和4年2月 道の新型コロナ人権相談窓口寄せられた相談事例をホームページに掲載
- ・令和4年2月 差別・偏見防止チラシを市町村等へ配布
- ・令和4年3月 差別・偏見の防止を訴えるバナー広告の掲出

■ワクチン接種に関する啓発

- ・令和4年4月、5月、12月 映画館において知事メッセージ動画の上映
- ・令和4年5月～6月 札幌市と共同で地下鉄全線全車両への中刷り広告
- ・令和4年7月 大学生と専門家とのワクチン接種座談会の開催
- ・令和4年8月～12月 地下鉄車内へのポスター掲示、JR車内・駅構内へのポスター掲示
- ・令和4年11月 小児・乳幼児のワクチン接種座談会の開催

■マスク着用の見直しに関する啓発

- ・令和5年3月 SNSや街頭ビジョン等での啓発のほか、リーフレット・チラシ等の市町村等への配布
- ・令和5年3月 卒業式や学校教育活動におけるリーフレットを作成し、児童生徒、保護者に配布



各地域における主な啓発

- 地域FM番組を通じた呼びかけ(上川)
- 啓発用リーフレットの作成、配布(渡島、留萌)
- 若者向けリーフレットによる大学での啓発(空知)
- 若い世代に向けた新聞広告の実施(渡島)
- ワクチン接種広報ポスターを管内の大規模商業施設や大学等で掲示(胆振)
- 庁舎内のデジタルサイネージでの啓発(上川)
- コミュニティFMや各駅、公共施設のデジタルサイネージ等による啓発(空知)
- 自宅療養に備えた情報をまとめたリーフレットを作成し配布(渡島)
- 年末年始における感染防止行動の徹底を呼びかけるメッセージを発信(石狩)
- コロナとインフルエンザの同時流行への注意喚起(宗谷)



<ワクチンポスターの掲示【胆振】>

■ 振興局管内市町村との連携

- ・共同メッセージの発信(根室、オホーツク)
- ・振興局、役場職員によるリレーメッセージ動画の制作(石狩)
- ・第三者認証の取得促進に向けた連携(空知)
- ・防災無線等による注意喚起(根室)
- ・役場内の集団感染時対応事例集の共同作成(日高)
- ・夏祭りにおける感染予防対策の周知(日高) など



<市町村長と連名メッセージ【ホッパ】>

5 事業者への支援

主な取組一覧

1 事業継続・新事業展開に係る支援

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営・金融等の相談に対応するため、令和2年7月にワンストップ窓口として「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁及び（総合）振興局に設置。
- 据置期間を最大5年間設定でき、一定要件を満たす場合、当初3年間無利子、融資期間中の保証料がゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」を令和2年5月から取扱開始（令和3年5月末終了）。融資上限額は、国の統一基準である6,000万円（創設当初は3,000万円）に加え、道独自に2,000万円（創設当初は2,000万円）を上乗せ。
- 感染症の影響による消費行動や企業活動の変化に対応するため中小企業が行う、新分野展開や販売促進などの新たな取組を支援する制度を創設。（中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金※1）

2 休業要請等に係る対応

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月25日から5月15日までの期間において休業や酒類の提供時間の短縮を行った事業者に対し「休業協力・感染リスク低減支援金※2」を支給。また、令和2年5月16日から5月31日までの期間において休業した事業者や国の持続化給付金の対象者等に対して「経営持続化臨時特別支援金※3」を支給。
- 令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う時短営業・外出自粛要請等により売り上げが減少した事業者に対し、「道特別支援金※4」を支給したほか、令和3年4月27日から10月14日、令和4年1月27日から3月21日までの期間には平均的な飲食店の固定費をカバーできる水準として、売上高の4割を「感染防止対策協力支援金※5」として支給。また、休業要請等に協力いただいた特定措置区域の大規模施設等にも協力支援金※6を支給。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料・エネルギー価格の高騰による影響を受けている中小事業者などに対し、令和4年7月27日から12月23日、令和5年1月19日から4月30日までの期間で「道内事業者等事業継続緊急支援金※7」を支給。（中小・小規模事業者：10万円、個人事業主：5万円）

※引き続き、ゼロゼロ融資等、借入金の返済負担を軽減するために、道制度融資による低利での借換を促進するとともに、金融機関等に、融資先へのモニタリングの強化や、事業者の債務の条件変更や借換等の柔軟な対応を繰り返し要請。

取組実績及び課題

- ・「新型コロナウイルス感染症対策支援相談窓口」においては、各種相談対応を行ったほか、必要に応じて関係団体とも連携の上、各種制度や支援金等を案内した。
- ・ゼロゼロ融資の実績は、61,754件、1兆1,716億円。融資先は41,506事業者で、道内中小企業の約3割が利用。
- ・エネルギーや原材料価格が高騰する中、ゼロゼロ融資の返済の本格化により、事業者の資金繰り悪化が懸念。
- ・感染症の影響による売上減少や原材料・エネルギー価格の高騰による影響を受けている事業者への事業継続に向けた支援等を各種支援金により行い、多くの事業者に活用された。
- ・道特別支援金は、国の一時支援金や月次支援金の支給対象とならない事業者等を対象に累計3回支給。

今後の対応の方向性

- ・今後、新たな感染症が発生し、行動制限を伴う要請などが行われた場合には、道内経済への大きな影響が懸念されることから、国に対し、中小事業者等の支援に必要な予算を確保するよう求めていく。

※事業費ベース		
※1 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金（R3-R4）	約 2,200件	約 19億円
感染防止対策協力支援金等（R2-R4） 約895億円	※2 休業協力・感染リスク低減支援金	約 29,200件 約 55億円
	※3 経営持続化臨時特別支援金	約 82,000件 約 46億円
	※4 道特別支援金	約 47,600件 約 59億円
	※5・6 感染防止対策協力支援金等（飲食店・大規模施設等） 〔道直営分以外を含む〕	約 75,500件 〔約192,000件〕 約 735億円 〔約1,618億円〕
※7 道内事業者等事業継続緊急支援金（R4）	約 73,500件	約 59億円

(参考) コロナ臨時交付金による道の経済対策の状況

(主な事業者支援) ※事業費ベース

< 事業継続に向けた支援 >

・中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業 (R 3-R 4)	19億円
・感染防止対策協力支援金等 (R 2-R 4)	895億円
・道内事業者等事業継続緊急支援金 (R 4)	59億円
・新型コロナ対応資金信用保証料・利子補給金 (R 2-R 3)	155億円
・小規模事業者緊急支援事業(持続化補助金上乗せ) (R 2-R 3)	0.2億円
・中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業 (R 2-R 4)	4億円
・中小・小規模事業者販売促進緊急支援事業費 (R 3)	0.1億円

< 就業支援 >

・異業種チャレンジ奨励金 (R 2-R 4)	12億円
・海外人材確保緊急支援モデル事業 (R 2-4)	5億円

< 需要喚起 >

・旅行割引事業(どうみん割など) (R 2-R 3※)	49億円
※R 3、R 4は別途、国の補助制度を活用して実施	
・道産品消費喚起特別割引事業 (R 2-R 4)	25億円
・ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン (R 2-R 4)	51億円
・飲食店利用促進支援事業 (R 4)	15億円
・プレミアム付商品券発行支援事業費 (R 2-R 4)	67億円
・教育旅行支援事業 (R 2-R 4)	34億円

コロナ臨時交付金
受入総額(見込)

2,161億円
(R 2-R 4)

主な事業者支援
1,387億円

※受入総額は歳入決算見込額。主な事業者支援の金額はコロナ臨時交付金歳出決算見込み。単位未満以下は四捨五入。